

# “見之悲傷、念之在心”

——道教の唱導をめぐって

遊佐 昇

## はじめに

「敦煌道教文獻簡明目録」王卡編（『敦煌道教文獻研究』王卡著 中國社會科學出版社 2004, 10 / 以下「敦煌道教文獻簡明目録」と略稱）には、「道教布施發願講經文（偽）」と題されて、このBD1219の外に一點、BD7620との二點の文書が記載されている。

これらの文書は今まで確實に存在していたであろうことが推測されながらも、その實際を判断できる具体的な資料が発見できないことから、その研究が進まなかった。筆者はこの二點の文書について、これまでにそれぞれに自ら翻刻と校録を作成して公刊し、上記の考えを述べてきた<sup>1</sup>。

道教の俗講を考えると、唐代の武宗期に佛教と同時に敕命で長安の寺觀において開講されていたことは当時の留學僧圓仁の残した『入唐求法巡禮行記』の記載から知れる<sup>2</sup>。その時には、佛教、道教ともに特定の經典を取り上げて、その經典を講ずる「講經」が行われており、道觀では「南華真經」が講じられていた。ところがBD1219、BD7620の二點の資料を検討すると、これらは特定の經典について講ずるものではなく、全體を通じて講ずる主題をもち、その内容に合わせて複数の道教經典を引き合いに出して進めていく形式を持ったものとなっていた。そこに示されるのは、唐代における俗講、あるいはその場で講じられた唱導作品に

<sup>1</sup>「北京圖書館藏BD1219文書について」、明海大學大學院紀要『應用言語學研究』No.12、2010年3月；「道教と唱導——BD1219文書の検討から」、明海大學大學院紀要『應用言語學研究』No.13、2011年3月；「道教と俗講——BD7620文書を中心に」、日本道教學會『東方宗教』第百十七號、平成23年5月。

<sup>2</sup>圓仁著『入唐求法巡禮行記』卷三、開成六年。

ついても、圓仁の記録した如く道佛において同様の形式で特定の經典を講ずるといった決まった形のままで繼續され續けたものではなく、時間の経過の中で變化していったとの理解が必要となることであった。その点についての指摘とそこから生じる問題について一部はすでに取り上げている<sup>3</sup>。

前稿で BD1219 文書を取り上げた際に、全體の内容とそこに使用される表現の分析を通じて唐代において道教の俗講において使用されたテキストであると考え、その内容から「道教受戒布施唱導文」と假題すべきものと提唱した（以下、本稿では BD1219 文書の全文を「唱導文」と略稱する）<sup>4</sup>。本稿ではそれを受け、次の問題として、この唱導作品がどのように作成されていったのか、そして、その作成される過程を追う中で見えてくるものは何か、具體的にはこのような問題について考えたい。

俗講そのもの、或はそこで演じられた唱導作品については、これまで佛教に關係する資料が多く発見、指摘されていることから、佛教サイドからの研究を中心として進められてきた感があるが、その全容をつかむまでには至っていない。必ずしも佛教、道教が出発点を同じにしながらも、同様の發展經過をたどったとはいえないだろうが、互いに意識しあい影響しあう關係から、その變化には類似する部分を多く持っていたことと考えられる。道教に關する俗講の文獻は數少ない。だがそのことが、却って唱導作品の成立、そしてその變化に關して分かりやすい道筋を示してくれることもありうると思えてもいる。

### （一）BD1219 唱導文の構造

BD1219 唱導文のもつ全體的な構造については、すでに基本的な考えを示しているが、本稿の記述に關係することから、その後に気づいたことを加えながら再度簡略に示しておきたい。

BD1219 文書は『國家圖書館藏敦煌文書・第十八冊』條記目録によると、「(5 + 649.3 + 2) × 27.2cm；18 紙；449 行、行 22～25 字」の文書で、「道教布施發願文(擬)」の題があげられている。また、文書の状態に關しては「卷軸裝。首尾均殘。薄紙。卷面多殘洞、上下邊處多有破損。已修整。」とある<sup>5</sup>。

18 紙・449 行からなるとされる比較的長い状態を殘している寫本であるが、形態上からも寫本の前後が完全なままでは殘されてはいない。前後部ともに破損が

<sup>3</sup>注 1 參照。

<sup>4</sup>注 1 參照。

<sup>5</sup>『國家圖書館藏敦煌遺書・第十八冊』中國國家圖書館編、任繼愈編、北京圖書館出版社、2006 年 2 月。

見られ欠損部分の有ることが確実に認められる。寫本の寫眞版を見ると、最後の一行は文字の判断も困難な切断面となっはいるが、實際には 501 行存在しているのが確かめられる。現状での状態から見るとこのように前後に欠損部分があることがうかがえるが、全體の内容から判断すると、少なくとも前部の欠損については、それはさほど大きな部分ではない。最後部の欠損も全體の構成から見た上での推測と、切断面のある第 18 紙目の中ほどから書寫される文字が行間を極端に詰めたうえで小字で書かれるようになってい（これはこの用紙の中に残り少なくなった全體を書き込みたいと思つての所作か、あるいは残りの紙が少なくなったことによつて、やはり全體を書き込みたいと思ふ書き手の心理がそうさせたのだと考えられる）。このような状態にあることから終り部分もやはり大きな欠損ではないと判断でき、ほぼ元來の全體に近い部分が残されていると思われる。

現在残された部分から見ると、この唱導文は以下のような構造で構成されていると考えることができる。

- 1 導入部分（第 1 行～15 行）
- 2 前段本文（第 15 行～72 行）
- 3 説話部分（第 73 行～249 行）
  - 第一話（73 行～128 行）
  - 第二話（129 行～180 行）
  - 第三話（181 行～233 行）
  - 第四話（234 行～249 行）
- 4 後段本文（250 行～431 行）
- 5 質疑應答部分（432 行～500 行）

この 1～5 の構造がどうして、またどのようにして組み立てられていったのかが、當面の問題としてある。さらにもう一點、俗講で取り上げられていたのは特定の經典についての講義であつたはずであつたのが、なぜ、いつ頃にその形態を變えていったのか、この點も新たな疑問がある。本稿では、このうちの前者の問題を中心に考えていきたい。

これら 1～5 についてそれぞれに見たうえで、その構造の成立して行く由來について考えていきたいのだが、1～5 をその作成成立を考える視點から見ると、1 導入と 5 質疑應答については、以下のように別に分けて見ることができよう。1 導入部分は、續く 2 前段以下の部分と内容的な連續が無く、押座文とほぼ同様の役割を持った部分と考えられ、必ずしもこの後に續く唱導文とのみ繋げて用いられたものではなく、他の作品を用いる場合においても使用されていた可能性も考え

るべきものであり、また、5 質疑応答の部分は必ず決まってここに残されたものと同じ問いと答えの内容で運用されていたものではないであろうことが予測される。唱導文自体はそれらを除いて考えると、間に説話を挟んだ、

前段——説話——後段

の三つの構造からなると考えることもでき、この視点からも考えていきたい。

## (二) 經典の引用

説話部分を間に挟む 2 の前段と 4 の後段部分は、語る内容の一つ一つを確認づけるために經典の一節が引用されつつ進行していく形式となっている。そうであることからこの引用にいかなる經典が用いられているのか、これを整理して全體として見てみることは、この唱導文の成立背景を知る上で重要である。

引用は表 1 に見られるように全體で 36 か所あり、それを出典となる經典と照らし合わせた結果を表 2 で示した。

表 1

番號	寫本行數	引用の表記	構造上の部分
1	29 行	《本際經》云	2 前段
2	34 行	《經》云	
3	43 行	《經》云	
4	46 行	《本際經》云	
5	47 行	《定志經》云	
6	47 行	又	
7	52 行	《經》云	
8	60 行	《經》云	
9	285 行	《經》云	4 後段
10	291 行	《經》云	
11	317 行	《經》云	
12	318 行	《經》云	
13	318 行	佛教《經》云	
14	324 行	《度人經》云	
15	330 行	故真人曰	
16	357 行	《大戒經》云	
17	361 行	《靈寶經》	
18	363 行	《本相經》云	
19	364 行	《定志經》云	
20	366 行	《經》云	

21	368行	《易》云	4 後段
22	368行	《尚書》云	
23	368行	《礼》云	
24	380行	《經》云	
25	381行	《十戒經》云	
26	382行	《正一經》云	
27	385行	《經》云	
28	387行	如《經》中所明	
29	394行	《經》云	
30	396行	《度人經》云	
31	396行	《昇玄經》云	
32	399行	《經》云	
33	403行	《昇玄經》云	
34	403行	《請問經》云	
35	472行	曾子曰	5 質疑応答
36	500行	《經》云	

表 2

經典名（おおよその分類を含む）	引用經典ナンバー	合計件数
『太上洞玄靈寶智慧定志通微經』	2、3、5、19、28、29	6例
『老子』	9、10、11、12、20、32	6例
『太玄眞一本際經』	1、4、8、36	4例
『靈寶無量度人上品妙經』及びその関連經典	14、17、24、30	4例
『昇玄經』	31、33	2例
『抱朴子』	15	1例
その他の道教經典（含18「太上妙法本相經」、7『太上玄一真人説三途五苦勸誡經』）	6、7、16、18、25、26、27、34	8例
佛教經典	13	1例
儒教經典（一般的な中國古典）	21、22、23、35	4例

表1でも示したが引用箇所を本文の構造に照らし合わせてその配置の把握を試みると、經典の引用が以下のように行われているのが見て取れる。

- 1 導入部分—— 無
- 2 前段部分—— 1～8（8か所）
- 3 説話部分—— 無
- 4 後段部分—— 9～34（25か所）
- 5 質疑應答部分—— 35、36（2か所）

この結果を見ても、説話を挟む前、後段部分にのみに道教經典の引用が行われ

ており、説話部分を間に挟む前、後部分と、それらを包むようにしてある1導入部分、5質疑応答部分とは作成の意圖が異なっていると理解してよいようである。5質疑応答部分に2か所の經典引用があるが、この2か所は佛教經典と儒教經典の引用となっていて、明らかな違いを感じさせる。

表2は表1において經典名を出さずに「《經》云」とされる部分を可能な限り道教經典と照合して、その出典を調べ出し經典名の明記されたものと合わせたもので、結果的にはほぼ全體を突き止めることはできた。この結果を見ると、本文中にもっとも頻繁に引用されているのが『太上洞玄靈寶智慧定志通微經』（以下『定志經』と略稱）、と『老子』であった。この内『老子』の引用は以下の6例である。（表1で示した番號順に示す）

- 9 — 「經云、信不足於不信」（『老子』第17章、第23章）
- 10 — 「經云、如擧無擧」（『老子』第39章、王弼注本）
- 11 — 「經云、和光同塵」（『老子』第56章）
- 12 — 「經云、道而見傳告無窮」（『老子』葛仙公序）
- 20 — 「經云、名與身熟親、身與貨熟多、多藏必厚亡」（『老子』第44章）
- 32 — 「經云、信不足有不信」（『老子』第17章、第23章）

これらの『老子』の引用はどれも引用經典名を示さずに、ただ「經云」とのみいうに止めている。これは老子の名を出すのを憚ったか、あるいは引用自體も12の1例を除いてどれもが人口に膾炙していたであろう一節の引用であることから、唐代社會の持っていた老子の存在自體の特殊性を合わせて見ると、意圖的に伏せられているとも考えられる。

『定志經』の場合は、引用の仕方が『老子』の場合と異なるようだ。以下に引用部分も再度取り出しながら見てみる。

- 2 — 「經云、此法實玄妙，免汝九租役，是其人不受，令人與道隔，授與非其人，見世被考責，死墮三塗中，萬劫悔无益」
- 3 — 「經云、是其人不受，令人與道隔」
- 5 — 「定志經云、天尊在七寶紫微宮十種戒法」
- 19 — 「定志經云、樂靜信供養山中道士、賣兒供法以是捨財、三代得道合有六人」
- 28 — 「如經中所明、用金龍、金紐、金環、金錢、文繒、命綵」
- 29 — 「經云、此法實玄妙」

これを見ると、2、3、29は引用に長短の差があるだけで同じ部分の引用であるのだが、その引用部分については、ただ「經云」だけで引用されている。そこでは「此の法實に玄妙」という「法」に強い印象が與えられている部分であることが理解される。前段で二度、全體で三度も同じ部分を繰り返して引用していることから、この前段部分を含め唱導文全體の内容的な意圖が那邊にあるのかについてははっきりと見て取れるとあってよいであろう。5、19、29は4後段部分の引用となるので、後で取り上げる。また、5と19では、「定志經云」と經名が示されることにも注意を向けておくことにしたい。

『定志經』を改めて全體を通してBD1219唱導文と對照して見ていくと、前段部分についてのみならず、「前段—説話—後段」の全體にわたって關連の深さを感じられる。その點について順を追って全體の構成を考慮に入れつつ検討していくことにする。

### (三) 『定志經』と唱導文

『太上洞玄靈寶智慧定志通微經』は『思微定志經』とも稱される道教經典で<sup>6</sup>、東晋の頃、或いは劉宋の時に已に世に出ていたとされる古靈寶經で、「敦煌有此經殘卷、文字與《道藏》本大致相同、《太上經戒》(洞神部戒律類)、《雲笈七籤》(太玄部)等多種道書往往引用是經、知其頗有影響(敦煌にこの經の殘卷があり、文字は《道藏》本とほぼ一致している。《太上經戒》(洞神部戒律類)、《雲笈七籤》(太玄部)等多種の道書にはしばしばこの經が引用されていて、頗る影響のあったことが分かる)」<sup>7</sup>とされる經典である。また、その内容については「是經敘述靈寶天尊以思微定志要訣、兩半圖局(一名思微定志眞券)及修業十戒、授豫左玄、右玄二真人。(この經は靈寶天尊以思微定志要訣、兩半圖局(一名思微定志眞券)及び修業の十戒を、左玄、右玄二真人に授豫したことを敘述している。)<sup>8</sup>もので、特に「『戒』による得道を説く道典」<sup>9</sup>との理解がされているものである。

この『定志經』とBD1219唱導文との間に、全體の構造上の類似が指摘できる。

まずは、前段部分について『定志經』と對照しつつ検討してみる。唱導文前段の主題は「戒」を受けることの重要性を説くと前述した。同様に『定志經』の内容においても、その冒頭に「修業の十戒を、左玄、右玄二真人」に授豫したとあって、

<sup>6</sup>『敦煌道教 目錄編』45頁、大淵忍爾著、福武書店、1978年3月。

<sup>7</sup>『道藏提要』任繼愈主編、中國社會科學出版社、1995年8月(第二次印刷)。

<sup>8</sup>注5參照。

<sup>9</sup>山田俊著『唐初道教思想史研究——「太上眞一本際經」の成立と思想』253頁注⑧、1999年7月、平樂寺書店。

同様に受戒を説くことにあるとっていいだろう。以下に具体的に比較対応しながら見てみることにする。

○BD1219 前段部分

是故貧道欲爲施主受天尊金口所說大乘經戒 (A)，施主男女至心諦聽。

《本際經》云，天尊遺教，戒勤分明，努力懃修，早求解脫，勿懷憂苦，虛養善功。行者，優婆姨欲受戒者，頭面云云稱善。

重白大衆，貧向來欲爲施主等受戒，即今意者還復未能。何故如此，爲施主等未有真心，所以得知，貧道勸施主合掌當心，合者少，不合者多。遣舉手彈指，彈者小少，不彈者亦多，□觀之足明□心受戒。

《經》云，此法實玄妙，免汝九租役，是其人不受，令人與道隔，授與非其人，見世被考責，死墮三塗中，萬劫悔无益 (B)。施主等幾非受戒人，貧道何勞強□經戒勸施主受持，自身獲罪隆然，■可貧道一人墮三塗不可□，施主如許人，沈淪地獄。

(中略)

不可思議，施主始來竝有真心受戒也。貧道勸合掌即合掌，遣稱揚，則念聲不絕。可不是有心受戒，始作如此。《經》云，是其人不受，令人與道隔 (C)。施主既有真心，若爲得不爲施主受戒。貧道何能爲施主受戒，只爲施主作个傳語人可以。然只个經云，竝是天尊金口所說，非關貧□能。何以得知。案《本際經》云，元始天尊在長樂舍中騫木之下，說三善行戒，受左玄真人 (D)。又案《定志經》云，天尊在七寶紫微宮十種戒法 (E)。天尊又以開皇元年七月一日午時，於西那玉國鬱察山中浮羅之嶽長桑林中，授太上道君智惠上品大戒法文。道君幾得其戒，乃爲將此戒，開悟群生，爲諸男女解災却患，拔諸苦根。令使生者見□，身脫八難，死者勸樂，飲食天堂。以義尋經，所以如此。今日殷懃勸令受戒者何。故《經》云，見之悲傷，念之在心 (F)，故遣明戒，度入法門。

是の故に、貧道施主の爲に天尊金口所說大乘經戒を受(授)けんと欲す (A)，施主男女至心に諦聽せよ。

《本際經》に云う，天尊の遺教，戒勤分明，努力懃修，早に解脫を求め，憂苦を懷うこと勿れ，虚養善功せよ。行者，優婆姨受戒せんと欲する者，頭面云云稱善。

重ねて大衆に白す，貧(道)向來施主等の爲めに受戒せしめんと欲す，即ち今意う者還お復た未だ能わず。何故に此くの如きなるや，施主等未だ真心もて、以て知を得る所有らざる爲なり。貧道施主に勸む合掌當心せよ。合する者少く，合せざる者多し。舉手彈指せしむるも，彈する者小少なく，彈せざる者亦た多し，□觀之足明□心受戒。

《經》に云う，此の法實に玄妙，汝の九租の役を免がれしむ，是れ其の人受けざれば，人をして道と隔たらしむ，授與するに其の人に非れば，見(現)世にて考責され，死して三塗中に墮ち，萬劫悔みても益無しと (B)。施主等幾ど受戒の人に非ず，貧道何勞強□經戒勸施主受持，自身罪を獲ること隆然たり，■可貧道一人墮三塗不可□，施主如許の人，



地獄に沈淪せん。

(中略)

不可思議なり、施主始めて來るに竝な真心の受戒有るなり。貧道合掌を勸むれば即ち合掌し、稱揚せしむれば、則ち念聲絶えず。あに是れ有心の受戒ならざらんや、始めて作すに此くの如き。《經》に云う、是れ其の人受けざれば、人をして道と隔たらしむと (C)。施主既に真心有り、若爲んぞ施主の爲めに受戒せざるを得んや。貧道何ぞ能く施主の受戒を爲すや、只だ施主の爲に今の傳語人と作りて以て可なり。然れども只だ今の經に云う、竝に是れ天尊金口の所説、非關貧口能。何を以て知るを得んや。案ずるに《本際經》に云う、元始天尊長樂舍中騫木之下に在りて、三善行戒を説う、左玄真人に受す (D) と。又案ずるに《定志經》に云う、天尊七寶紫微宮に在りて十種の戒法すと (E)。天尊又開皇元年七月一日午時を以て、西那玉國鬱察山中浮羅之嶽長桑林中に於いて、太上道君智惠上品大戒法文を授く。道君其戒を得るに幾んで、乃ち爲めに此戒を將て、群生を開悟し、諸男女の爲めに解災却患し、諸の苦の根を抜して。生者をして見口、身は八難を脱せしめ、死者をして勸樂し、天堂に飲食せしめんとす。義を以て經を尋ぬるに、以て此くの如き所ならん。今日殷勤に勸めて受戒せしめんとするは何ぞや。故に《經》に云う、之を見て悲しみ傷み、之を念いて心に在り (F)、故に明戒を遣わし、度して法門に入らしめんとす。

○『太上洞玄靈寶智慧定志通微經』(以下『定志經』と略稱)

爾時靈寶天尊 (a) 靜處玄都元陽七寶紫微宮、恬神玄漠、寂然無爲。時紫微宮中、中外光明、映照無量、百和寶香、不燒自熏、香光纏會、衝溢虛空、飄飄流流、散注無窮。飾光遐鬱、柔濡清涼、清涼奇雅、非可演銘。天鈞大樂、萬種互作。

天尊俄然、初不顧眄、思念萬兆造化之始、胎稟是同、各因氤氳之氣、凝而成神。神本澄清、湛然無雜、既授納有形、形染六情。六情一染、動之弊穢、惑于所見、昧於所著、世務因緣、以次而發。招引罪垢、歷世彌積、輪迴於三界、漂浪而忘反、流轉於五道、長淪而弗悟、嬰抱痛毒、不能自知、馳神惶悸、唯罪是履、愍之在心 (b)、良無已矣。億其稟受之始、理有可哀、即遣侍臣、召左玄真人、右玄真人 (c)。須臾、二真人立便躬到、稽首禮畢、依位而坐。… (中略・天尊が思微定志の旨訣を言う) …

天尊曰、雖得此訣、當以十戒爲本。授兩半訣畢、次度十戒、度十戒法、法師居南、弟子向師三禮畢、請曰、願見成就、授以十戒、當終身奉行、誓敢有違。於是長跪、心存見十方大聖在於上方、乃稽首諦受、法師燒香、便爲說戒。

一者不殺、當念衆生。

二者不姪、犯人婦女。

三者不盜、取非義財。

四者不欺、善惡反論。  
五者不醉、常思淨行。  
六者宗親和睦、無有非親。  
七者見人善事、心助歡喜。  
八者見人有憂、助爲作福。  
九者彼來加我、志在不報。  
十者一切未得道、我不有望。(d)

是爲十戒。受者竝云、弟子某甲受、終身奉修。又禮師、都畢。

(中略)

天尊曰、然然。此竝爲形外之教。思微定志之至理、務知三元妙覺无二、有道有地獄、祈請七玄苦、兼度未見者。當爾之時、上方空中有人誦曰、**此法實玄妙、免汝九祖役、是其人不授、令人與道隔、非人而趣授、見世被考責、死墮三塗苦、萬劫悔無益**(e)。

靈寶天尊(a)は玄都元陽七寶紫微宮靜處していたが、天尊はふと、萬兆造化の始めを思念した、胎が稟けたものは同じであったが、各々氤氳の氣に因って、凝びて神と成った。神は本と澄清で、湛然無雜なものであったが、既に有形を授納すれば、形は六情に染まる。六情一たび染れば、之を動かし弊穢し、所見に惑わされ、著れる所に昧く、世務因縁、次々に發してくる。罪垢を招引し、歷世彌積して、三界を輪廻し、漂浪して反るを忘れ、五道を流轉し、長く淪んで悟らず、痛毒を嬰抱しながら、自ら知る能はず、馳神惶悸して、唯だ罪のみ履みおこなう、**之を愍みて心に在り**(b)、良に已むなきなり。其の稟受の始めを憶えば、理として哀しむ可き有り、即ち侍臣を遣わし、**左玄真人、右玄真人を召す**(c)。須臾にして、二真人すぐに到りて、稽首し禮し畢りて、位に依りて坐す。

…(中略・天尊が思微定志の旨訣を言う)…

天尊曰く、此の訣を得ると雖も、當に十戒を以て本と爲すべし。兩半の訣を授け畢りて、次に十戒を度す、十戒法を度すに、法師は南に居り、弟子は師に向いて三禮し畢りて、請いて曰う、願はくば成就を見わし、授くるに十戒を以てせんことを、當に終身奉行し、誓敢有違。是こに於いて長跪し、見十方大聖の上方に在るを心存し、乃ち稽首諦受す、法師燒香し、便ち説戒を爲す。

一は不殺、當に衆生を念うべし。

二は不姪、人の婦女を犯す(なかれ)。

三は不盜、非義の財を取る(なかれ)。

四は不欺、善惡論を反(たが)う(なかれ)。

五は不醉、常に淨行を思え。

六は宗親和睦、親を非とすること有ること無かれ。

七は人の善事を見れば、心に歡喜を助(ま)す。

八は人の憂い有るを見れば、助爲(たす)けて福を作せ。

九は彼來りて我に加(ほどこ)すに、志は報(みかえりをもと)めざるにあり。

十は一切未だ道を得ざれば、我に望み有らず。(d)

是れを十戒と爲す。受くる者竝云う、弟子某甲受けて、終身奉修すと。又師に禮し、都て畢る。

唱導文下線部(A)の「貧道欲爲施主受天尊金口所說大乘經戒、施主男女至心諦聽。」(貧道施主の爲に天尊金口所說大乘經戒を受(授)けんと欲す、施主男女至心に諦聽せよ。)の一節は、聽者への語りかけの部分であり、かつ唱導文自體の全體に有する意圖を表したもので、『定志經』にはそのまま對應する一節はないが、この中で言われている「戒」は、具體的には以下に示す下線部(E)でいわれる十の「戒」に当たると考えてよいであろう<sup>10</sup>。

下線部(B)、(C)は『定志經』の引用部分であり、そのまま『定志經』の(e)に當てはまる。

下線部(D)受左玄真人(左玄真人に受す)は、(c)の次の部分「召左玄真人、右玄真人」に對應している。ここで左玄真人だけとなり、右玄真人が省略されるのは、『定志經』の末尾近くに「天尊曰、時樂淨信者者吾今身、是法解者左玄真人、是法解妻者右玄真人」ともあるように、「左玄真人」が「元始天尊」の第一弟子とされていたことと關連していることであろうし、「左玄真人」の名があればそのまま『定志經』であったとされていたとの背景もあったようである<sup>11</sup>。

(E)《定志經》云、天尊在七寶紫微宮十種戒法。(《定志經》に云う、天尊七寶紫微宮に在りて十種の戒法すと。)は、十種の戒法との對應からも具體的に(d)に示される十の「戒」と對應していることは明らかであろう。

(F)《經》云、見之悲傷、念之在心(《經》に云う、之を見て悲しみ傷み、之を念いて心に在り、)は、(b)を受けての表現的な廣がりから生まれたものと思われる。この點については、節を改めて考えてみたい。

このように見てくると、前段部分は明らかに『定志經』をその底本として、その經典内容に沿って聽衆を前にして語るものにパラフレーズして出來上がったものとして考えられる。この點を更に確たるものにしていくために、唱導文全體と『定志經』全體とをその構成の觀點から比較して見ることにする。

改めて唱導文の構成を確認してみると、

<sup>10</sup>楠山春樹著『道家思想と道教』所収「道教における十戒」1992年7月、平川出版社。

<sup>11</sup>注⑦参照。159頁、注30。

### 前段——説話——後段

となっていた。この前段については「天尊金口所説の大乗經戒」を授けることがその主題となっていて、それが具體的には『定志經』にいう「十種戒法」に当たることを見てきた。この後に「説話」が續いて、その後に後段となるのだが、實は『定志經』も十種の戒を説いた後に「説話」が挿入されている。この説話部分についても興味ある問題が見られるが、本稿では取り上げない。別に稿を立てたい。

「説話」部分の内容の一致は無いが、BD1219 唱導文には後段部分に説話の内容に基づく一節が効果的に表れてくる。

後段部分での引用部分である3例について個々に検討してみよう。

19「『定志經』云、樂清信供養山中道士、賣兒供法以是捨財、三代得道合有六人。」

これは『定志經』の説話部分の内容に一致していて、裕福な樂清信夫妻が山中の道士に多くの施與を行い供養し、その二人の子供胤祖と次胤を跡繼ぎのいない姨に與え多額な禮金を得るが、それを道士の供養に供したという三代六人の話とそのまま對應している。BD 1219 唱導文では同一の説話を用いていないが、『定志經』の説話の内容を全體の構成上の流れの中にしっかりと取り入れているということができる。

28「如『經』中所明、用金龍、金鈕、金環、金錢、文繪、命綵。」

ここに列擧されている物は、『定志經』中に見られる『經』を受けるときの儀式に必要とされる物を列記した中に以下のように見られる。

法用**金錢**、二萬四千、上金五兩、五綵紋巾各一段、素絲五兩、五方紋繪各一疋、明鏡一面、本命**紋繪**、歲計餘一、**金鈕**一雙。  
卿受此經、當依冥典法信、所用**金錢**、**紋繪**等物、皆令如式。

29「『經』云、此法實玄妙。」

これは前段2、3での引用と同一部分の引用となる。この唱導文での大きなテーマが受戒にあることが見て取れる重ねての引用である。

このように見てくると、後段もやはり同様に『定志經』との關連を強く感じさせるものとなっているといえよう。

改めて『定志經』自體の構成を大きくとらえていくと、やはり、

### 前段——説話——後段

の構成からなっているということが出来る。こう見てくると、BD1219 唱導文は

『定志經』をパラフレーズして成立したものと前述した考えを、兩者の構成上の相似点からも確認することができる。

視野を広げて大まかな理解を示しておきたい。俗講で演じられていた講經は、時間の経過の中で變化を生じ、この作品の時点においては、特定の經典を基にしつつも、そこにその講座において人々を引き付ける工夫と共に、何を聴衆に伝えるのかという開講者側の目的がはっきりと示されるようになっていったと解される。俗講とそこで演じられる唱導文は、BD7620に見られるように更に大きな變化を遂げていくと思われ<sup>12</sup>、BD1219唱導文は、その變化の経過を明確に示した作品と考えられる。

## おわりに

最後に、唱導文の作り手の文學性について若干触れておきたい。

唱導文中に「見之悲傷、念之在心」との表現が見られていて、これは『定志經』に見られる「愍之在心」との表現を敷衍したものと前述した。

道教經典に廣く視野を広げて見ていくと、六朝期以降の道教經典には、關連する表現がこの他の經典にも見ることができる。

道言、…（中略）…見之悲傷、爲之不言、責之在形、愍之在心、

道言、…（中略）…見之悲傷、愍之在心、

（以上の二例『太上玄一真人說三途五苦勸誡經』洞玄部戒律類）

元始天尊告五老上帝、九天神王、十方至眞、神仙聖衆曰、…（中略）…念之在心、（『太上洞淵神呪經』卷之十二 衆聖護身消災品）

『太上玄一真人說三途五苦勸誡經』は、「出劉宋陸修靜之前」（『道藏提要 修訂本』任繼愈主編、1991年7月、社會科學出版社）とされる經典で、『太上洞淵神呪經』卷之十二は、全二十卷中の後半十卷は唐代以降に付加されたとされているその部分にあっている<sup>13</sup>。

この表現は、この唱導文中において文學的な光彩を放っていることから、この表現について基づくところを探てみると、陶淵明の作品に行きつくことが見えてくる。

陶淵明の「與子儼等疏」（「子の儼等に與ふる疏」）に、

<sup>12</sup> 「道教と俗講——BD7620 文書を中心に」日本道教學會『東方宗教』第百十七號、平成23年5月。

<sup>13</sup> 菊池章太著『神呪經研究——六朝道教における救濟思想の研究』281頁、研文出版、2009年1月。

告儼俟份佚佟。天地賦命、生必有死。自古賢聖、誰能獨免。…（中略）…  
汝輩稚小家貧、每役柴水之勞。何時可免。念之在心、若何可言。

儼、俟、份、佚、佟に告ぐ。天地の命を賦するや、生あれば必ず死有り。古より賢聖も、誰か能く獨り免かれん。…（中略）…汝が輩稚く小さきより家貧しく、毎に柴水の勞の役せらる。何の時か免がる可き。之を念ひて心に在り、若何に言ふ可けん。

この「與子儼等疏」は、淵明が五十を過ぎて生命の安否にかかわる病の床に就いた。病狀がひとまず小康を得た時、自らの餘生と儼、俟、份、佚、佟の五人の息子たちの將來に思いをはせて成った文章で、ここでの「疏」は、自分の意見を相手に正しく伝えるために一條一條箇條に分けて記述していく文體の意で使われている<sup>14</sup>。これは宗教者からいえば、そのまま「戒」と同義と取ることができる。

『太上玄一真人說三途五苦勸誡經』では、神格の「道」が言う言葉であり、『太上洞淵神呪經』では、元始天尊が五老上帝、九天神王、十方至眞、神仙聖衆に告げている言葉であり、陶淵明の「與子儼等疏」と同様の用いられ方をしている。

BD1219 唱導文でこの表現が用いられたのは、『定志經』にあった故との見方もあろうが、『定志經』そのままの寫しではなく、BD1219 唱導文は『定志經』からその全體としての構成と受戒を説く内容を受けたものであった。その中で、この「見之悲傷、念之在心」の表現が用いられたのは、唱導文の作者に陶淵明の文學的表現を受けていける知識人としての文人要素があったからと解したい。

俗講に参加する人々、それらの人々の文化水準について、これだけの要素から全體を考えることには、當然無理がある。一つの可能性の推論として、この時點での俗講の参加者は、通りを歩く誰にでもとまではいかずに、知識人層につながる人々が想定されていたようにも思える。

（作者は明海大學外國語學部教授）

<sup>14</sup> 『陶淵明集全釋』 田部井文雄等編、平成13年1月、明治書院。